

# 伊佐市農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 平成25年7月19日(金) 午前8時55分から10時17分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (21人)

会 長 21番

会長職務代理者 20番

委 員 1番 2番 3番 4番

5番 6番 7番 8番

9番 10番 11番 12番

13番 14番 15番 16番

17番 18番 19番

4. 欠席委員 (0人)

欠席者 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

3番委員 4番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

議案第6号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 農地振興係長 農地振興係書記

開始時間 午前8時55分

事務局 長 おはようございます。只今より、平成25年度第4回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議長 おはようございます。  
本日は、全員出席です。  
本日の議事録署名委員を、お願いいたします。  
3番委員と4番委員に、お願いをいたします。

議長 ただいまより総会始めます。  
事務局より諸般の報告1番の報告を求めます。

事務局 事務局より報告いたします。  
「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約について報告いたします。  
資料の1ページであります、農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が3件ありましたのでご報告いたします。

議長 1番について報告が終わりました。  
委員の皆さん質問はありますか  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということですので、ただいまから議案の審議にはいります。

————— 議案第1号 —————

議長 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定についてご説明いたします。  
4ページをお開きください。  
期間は、2年9カ月から10年3カ月で、面積の合計は、田14,803㎡、畑8,213㎡、合計23,016㎡です。

事 務 局	<p>利用権設定をする者の数6人、設定を受ける者の数6人です。 土地の明細書等につきましては、2ページから3ページの整理番号1番から7番の通りです。 皆様のご審議方よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>只今事務局の説明が終わりました。 委員の皆さんご意見、質疑はございませんか。 <b>(「質疑なし」という声、多数あり。)</b></p>
議 長	<p>なしということですので、お諮りいたします。 議案第1号の事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 <b>(全員挙手)</b></p>
議 長	<p>全員挙手 よって議案第1号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見については、決定いたしました。</p> <p style="text-align: center;">————— <b>議案第2号</b> —————</p>
議 長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。</p>
議 長	<p>整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。 16番委員。</p>
16番委員	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番について、去る7月16日に受入れ人立ち会いのもと現地調査を行ないましたので、16番が報告いたします。 申請人、TYさんは、伊佐市大口下殿に居住され自治会は須原で、年齢は67歳です。 渡し人、ORさんは、和歌山県田辺市龍神村殿原に居住され、年齢は79歳です。 所在地は、伊佐市大口大島字火ノ島で、地目は畑、地積は385㎡、売買であります。 受け人の経営面積は13,502㎡で、取得可能面積であります。</p>

- 1 6 番 委 員 農業従事者は2名で、通作距離は1 kmで、現況は草が生えない為にビニールで被ってあります農地であります。
- Tさんは、経営意欲はあり農機具はトラクター・コンバイン。田植え機等良く完備されておりました。
- 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。
- 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されておりました。
- 皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。
- 議 長 1 6 番委員の調査報告が終わりました。
- 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということございませすので、お諮りしませす。
- 整理番号1番について、1 6 番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めませす。
- (全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
- よって整理番号1番、許可が決定しませす。
- 議 長 整理番号2番について、担当委員の報告を求めませす。
- 3番委員。
- 3 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号2番について、去る7月13日に、申請人MYさん立会いもと現地調査いたしませすので、3番が報告いたしませす。
- 申請人MYさんは、大口下殿に居住にされ自治会は下殿で、年齢は60歳であります。
- 渡し人、MYさんは大口小木原で、山野境目自治会、80歳であります。
- 申請地は2筆で、大口鳥巢屋ノ前で、畑、1,081㎡と同じ字の、田、300㎡であります。2筆とも何も耕作してない畑です。
- 相手方の要望により売買されるものであります。
- 現地は、文化会館より北側、約500m位の鳥巢下神社のすぐ北側に四方に住宅地に囲まれた土地であります。

- 3 番 委 員 請け人の経営面積は、30,164㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名で、耕作意欲は有り、農機具等は完備されております。
- 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。
- 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして報告を終りまます。
- 議 長 3番委員の調査報告が終わりまました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということございまますので、お諮りしまます。3番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めまます。  
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。よって整理番号2番は、許可が決定しまました。
- 議 長 整理番号3番について、担当委員の報告を求めまます。20番委員。
- 20番委員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号3番について、去る7月16日に現地調査いたしまましたので、20番が報告いたしまます。
- 申請人TSさん、熊本県天草市河浦町河浦に居住にされ、年齢は82歳であります。
- 請け人、TKさん、伊佐市大口牛尾に居住にされ、年齢は55歳で、自治会は牛尾であります。
- 申請地は、大口牛尾字玉田、地目は田で、面積は1,806㎡で、叔父さんからの所有権移転贈与であります。
- 請け人の耕作面積は、7,361㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は2名であります。
- 通作距離は、自宅から東へ500Mぐらい行つた所で、現況はよく管理された水田であります。農機具等は完備されております。

20番委員	<p>以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまので、許可相当と思われま。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしくお願いまして報告を終ります。</p>
議 長	<p>20番委員の調査報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということございまので、お諮りしま。</p> <p>整理番号3番について、20番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めま。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号3番は、許可が決定しました。</p>
議 長	<p>整理番号4番について、担当委員の報告を求めま。</p> <p>6番委員。</p>
6番委員	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号4番について、去る7月16日に現地調査いたしましたので、6番が報告いたしま。</p> <p>申請人MYさん、伊佐市大口元町に居住にされ、自治会は上元町で、年齢は36歳であります。</p> <p>渡し人、MMさんは伊佐市大口平出水に居住にされ、自治会は平出水中央で、年齢は65歳であります。</p> <p>申請地は、伊佐市大口平出水字山ノ口、他2筆で、地目は田で、地積は3筆合計の7,539㎡であり、父より贈与であります。</p> <p>請け人は渡し人の長女の婿であり現在まで渡し人が、トマトのハウス栽培農家であるため、よく手伝いをしているとの事であり、今回水田3筆の水稲作付けの、7,539㎡を、父親より贈与されるものであり取得可能面積であります。</p> <p>農業従事者は4名で、通作距離は、自宅は大口の方にあるわけですが8キロ位ですが、農機具はすべて、渡し人のお父さんの物を借り受けて使用していると言う事です。お父さんの自宅より500m位であ</p>

- 6 番 委 員 議 長
- り、経営意欲はあります。  
 以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。  
 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。  
 委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして私の報告を終りまます。
- 6 番委員の調査報告が終わりました。  
 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
 (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長
- なしということございませすので、お諮りしませす。  
 整理番号4番について、6番委員の調査報告のとおり、許可することゝ賛成の委員の挙手を求めませす。  
 (全員挙手)
- 議 長
- 全員挙手。  
 よって整理番号4番は、許可が決定しませました。
- 議 長
- 整理番号5番について、担当委員の報告を求めませす。  
 17番委員。
- 1 7 番 委 員
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち、整理番号5番について、去る7月16日に現地調査を行なひませましたので17番が報告をいたしませす。  
 申請人、F Yさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、自治会は重留西で、年齢は64歳です。  
 譲渡人、K Sさんは、伊佐市菱刈重留に居住され、自治会は重留東で、年齢は74歳です。  
 申請地は伊佐市菱刈重留字池之原、地目は畑、地積は749㎡と菱刈重留字池之原、地目は田、地積は861㎡の2筆贈与であります。  
 受け人の経営面積は6,042㎡で取得可能面積であります。  
 農業従事者は2名で、通作距離は自宅の周りであります。  
 経営意欲はあり、農機具等も完備されております。  
 以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。

- 1 7 番 委 員 添付書類として全部事項証明書・字図等が添付してあります。  
委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、報告を終  
わります。
- 議 長 1 7 番委員の調査報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
整理番号5番について、1 7 番委員の調査報告のとおり、許可する  
ことに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。  
よって整理番号5番は、許可が決定しました。
- 議 長 整理番号6番について、担当委員の報告を求めます。  
1 番委員。
- 1 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち  
整理番号6番を1番が報告いたします。  
調査日は7月13日です。  
立会い人は、受け人の父親、YHさんです。  
申請人、受け人、住所、伊佐市菱刈前目、氏名YT、年齢29歳、  
職業農業、自治会は山田です。  
渡人、YMさん47歳、自営業、住所、鹿屋市串良町上小原です。  
申請地は、菱刈川北字中原、地目は畑です。面積は1, 043㎡で  
す、田は、菱刈川北字池田、他2筆です、合計3, 823㎡です。  
請け人の経営面積は41, 377㎡で、取得可能面積であります。  
請け人の農業従事者は4名です。  
法律関係は売買です。  
申請地の位置は、徳辺信号を東へ国道568号線を、2キロ位JA  
プロパンセンターを、東に約1キロ山田公民館を東に300m位の所  
です、良く管理された水田2, 780㎡です。  
通作距離は10分ぐらいです。  
川北平沢津方面に林道を300m位の所の高台の畑です。

- 1 番 委 員 和牛50頭を飼育されていますのでイタリアンを植えられるそうです、今までもこの畑はYさんが、管理されています。  
 請け人のYさんは、相手方の要望、規模拡大と言うことです。  
 農機具等は完備されております。  
 以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。  
 添付書類として全部事項証明書・字図、その他必要書類は全て揃っております。  
 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議 長 1番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
 (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
 1番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。  
 (全員挙手)
- 議 長 全員挙手。  
 よって整理番号6番は、許可が決定しました。
- 議 長 整理番号7番について、担当委員の報告を求めます。  
 1番委員。
- 1 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号7番を1番が報告いたします。  
 調査日は7月13日です。  
 請け人のHMさん69歳農業及び養鶏業をされております。  
 住所、伊佐市菱刈前目、自治会は山田です。  
 渡人は、YMさん47歳、自営業です、住所、鹿屋市串良町上小原です。  
 申請地は、菱刈川北字宮之元、他1筆で、面積は968㎡地目田です。畑面積1, 496㎡、合計2, 464㎡です。  
 請け人に経営面積は12, 283㎡で、取得可能面積であります。

- 1 番 委 員 請け人の農業従事者は2名、法律関係は売買です。  
 申請地の位置は、徳辺信号を東へ、国道568号線を、南2キロ位  
 JAプロパンセンターを、東に約1キロひまわり館というところを西  
 北に250m位の所です、良く管理された水田です。  
 通作距離は5分ぐらいです。畑は高台にあり、耕してありました。  
 農機具等は完備されております。  
 以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当  
 しないと思われまますので、許可相当と思われまます。  
 添付書類として全部事項証明書・字図、その他必要書類は全て揃っ  
 ております。  
 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告  
 を終わります。
- 議 長 1番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問  
 はございませんか。  
 (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
 1番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を  
 求めます。  
 (全員挙手)
- 議 長 全員挙手。  
 よって整理番号7番は、許可が決定しました。
- 議 長 整理番号8番について、担当委員の報告を求めます。  
 3番委員。
- 3 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のう  
 ち、整理番号8番について、去る7月11日に申請人MHさん立ち会  
 いのもと現地調査を行ないましたので3番が報告をいたします。  
 申請人、MHさんは、伊佐市大口原田に居住され、自治会は永尾で、  
 年齢は81歳であります。  
 譲渡人、TFさんは、伊佐市大口原田に居住され、年齢は66歳で  
 す。自治会は同じ永尾自治会であります。  
 申請地は2筆で、大口原田字西原で、地目は畑、面積は1,009

- 3 番 委 員 m<sup>2</sup>と926 m<sup>2</sup>であります。
- 永尾集落と西原集落との間で、伊佐農林高校の東側約500mに位置し、東側市山川、西側農道、南及び北側水田であります。
- 相手方の要望により売買されるものであります。
- 申請人の自宅から約1キロ位で通作可能であります。
- 請け人に経営面積は8,755 m<sup>2</sup>で、取得可能面積であります。
- 農業従事者は2名で、経営意欲はあり、農機具等も完備されております。
- 以上のような理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。
- 添付書類として全部事項証明書・字図等が添付してあります。
- 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。
- 議 長 3番委員の報告が終わりました。
- 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。
- 3番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議 長 全員挙手。
- よって整理番号8番は、許可が決定しました。
- 議 長 整理番号9番について、担当委員の報告を求めます。
- 5番委員。
- 5 番 委 員 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号9番について、去る7月15日に行政書士Oさん立ち会いのもと現地調査を行ないましたので5番が報告をいたします。
- 譲受人KTさんは、伊佐市大口上町に居住され、自治会は上八坂中央で、年齢は61歳であります。
- 譲渡人NEさんは、伊佐市大口宮人に居住され、自治会は大住で、年齢は54歳であります

- 5 番 委 員 申請地は、大口下殿字湯ノ谷で、地目は畑、地積は4, 202㎡で、  
所有権移転は売買であります。  
県境は、管理の行き届いた畑で、KTさんが耕作しております。  
申請地の位置は、湯ノ谷自治会館前にありますメガ・ソーラー施設  
の隣接地で、南と東側が山、北側が畑、西側がメガ・ソーラー施設で  
あります。  
農業従事者は2人で、通作距離は自宅から7, 8分であります。  
請け人の経営面積は、10, 107㎡で取得可能な面積であります。  
請け人は、経営規模拡大と言う申請理由であり、耕作意欲はあり、  
農機具等は完備しております。  
以上のような理由により、当申請は、農地法第3条2項の各号に該  
当しないものと思われまますので、許可相当と思われまます。  
添付資料としまして、全部事項証明書、位置図、委任状が添付され  
ております。  
委員皆様方のご審議方をお願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議 長 5番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
- 1 6 番 委 員 はい
- 議 長 16番委員
- 1 6 番 委 員 KTさんは製氷業ですよね、経営規模の拡大ということで、農業を  
されるのですかね。
- 5 番 委 員 現在農業をされております。田んぼも作っておられます。
- 1 6 番 委 員 製氷業だけだと思っていました、すいません。
- 議 長 他に、ご意見・質問はございませんか。農業はちゃんとされている  
そうです。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	なしということですので、お諮りします。 報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 <b>(全員挙手)</b>
議	長	全員挙手。 よって整理番号9番は許可が決定しました。
議	長	整理番号10番について、担当委員の報告を求めます。 3番委員
3番委員		整理番号10番については、現地調査に行きましたら、今回は譲り受け人の都合で、保留してくださいとの事で今回保留お願いします。
議	長	今3番委員の報告とおり整理番号10番について今回は保留ということによろしいですか。 委員の皆さん、今回は保留ということによろしいですか。 <b>(「質疑なし」という声、多数あり。)</b>
議	長	議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について、申請件数10件について、9件が許可され1件の保留がなりました。
<b>議案第3号</b>		
議	長	議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・用途区分変更・除外・編入申出の意見決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。 12番委員。
12番委員		議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外申出の意見決定について整理番号1番を、去る7月15日立ち会い予定のUKさんは入院のため1番・12番・14番委員で、共同調査を行ないましたので12番が報告いたします。 申請人は、伊佐市菱刈前目に住いのUIさん78歳で、自治会は下名であります。 申請地は、菱刈前目字櫛木原、面積604㎡であります。

- 1 2 番 委 員 現地は、掘りきり峠より西へ300m下名集落より北へ300mの高台にあります。
- 現地の東側は山林で近隣農地は荒廃し高齢により耕作継続は不可能な常態で今後山林にしたいと今回農業振興地域整備計画の一部除外を申請したものであります。
- 以上のような理由により3委員で協議した結果、承認せざるおえないと判断しました。
- 添付資料としまして、農業振興地域変更申請書、農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書、字図、位置図、現地写真が提出されています。
- 委員皆様のご審議方宜しくお願い致します。
- 議 長 12番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
**（「質疑なし」という声、多数あり。**
- 議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
12番委員の報告のとおり、意見の決定する事に賛成の委員の挙手を求めます。  
**（全員挙手）**
- 議 長 全員挙手。  
よって整理番号1番は意見が決定しました。  
整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。  
11番委員
- 1 1 番 委 員 議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外申出の意見決定についてのうち、整理番号2番について11番が調査の結果を、報告いたします。
- 去る16日申請人、AK氏の姉さんSKさん立会いのもと5番委員、私で共同調査を致しました。
- 申請人は、埼玉県東松山市殿山町にお住まいのAKさん63歳であります。
- 申請地は、伊佐市大口宮人字千鳥山で、地籍は畑、面積は、326㎡であります。
- 申請地の位置は、三宝保全の産業処分場より崎山方向に約300m

1 1 番 委 員	<p>位行った道路の右側で、北と東側は宅地、南と西側は畑となっております。</p> <p>除外目的は倉庫及び駐車場であります。</p> <p>隣接地が申請人の姉Sさん夫婦の住居で、8年ほど前に倉庫及び駐車場を建設し現在使用中であります。</p> <p>今回の申請は平成22年に父親が死亡相続のために、所有権移転をした際に農地であることに気づき、農業委員会において地目変更を行なうよう指導されたが、その際農振地域であることがわかり農振地除外を行なうものであります。</p> <p>当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積から見ても妥当と思われます。</p> <p>また、農用地の外周部とは2辺が接してますが、二辺共自分の土地であり農用地の集団化、農作業の効率化への影響、担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れ、農用地等保全施設の機能に影響を及ぼす恐れ等はありません。</p> <p>以上のような状況を2人で協議しましたが、除外がやむをえない妥当であると判断いたしました。</p> <p>添付資料としまして、全部事項証明書、位置図、字図、農用地利用計画変更申出書、行政書士への委任状等が提出されています。</p> <p>委員皆様のご審議方宜しくお願い致します、報告を終わります。</p>
議	<p>長 1 1 番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>（「質疑なし」という声、多数あり。</p>
議	<p>長 なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>1 1 番委員の報告のとおり、意見の決定する事に賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（全員挙手）</p>
議	<p>長 全員挙手。</p> <p>よって整理番号2番は意見が決定しました。</p>
議	<p>長 整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。</p> <p>2 0 番委員</p>

20番委員

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外申出の意見決定について、整理番号3番について20番が調査の結果を報告いたします。

去る7月16日、8番委員と13番委員、私20番と立会人としてYHさんの代理人TMさん立会いで調査を致しました。

申請者は、YHさん82歳で、伊佐市大口木ノ氏に居住されています。

申請地の所在地は、伊佐市大口大田字ツツジ山、地目は畑で、面積が379㎡であります。

申請地の所在地は、木崎原台地にある出木場ブロック工場から南へ100m位行ったところであります。

変更目的は、南側に50年以上の山林と暴風林として植林された木と平行に細長い土地で、本人も82歳と高齢で後継者、担い手もおらず農地として維持管理することが出来ないため山林として土地の利用を図りたいとのことであります。

また、添付資料として、農用地利用計画変更申出書、全部事項証明書等が添付されています。

3人で協議した結果、除外がやむをえない妥当であると判断いたしました。委員皆様のご審議方宜しくお願い致します。

以上で報告を終わります。

議

長

20番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
**（「質疑なし」という声、多数あり。**

議

長

なしということでございますので、お諮りします。  
20番委員の報告のとおり、意見の決定する事に賛成の委員の挙手を求めます。

**（全員挙手）**

議

長

全員挙手。  
よって整理番号3番は意見が決定しました。

議

長

議案第3号 農業振興地域整備計画の一部変更・除外申出の意見決定について、申請件数3件について、意見の決定3件が決定しました

議 長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

16番委員。

16番委員 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番について去る7月16日、11番委員、Kさん、申請者の娘婿立会いのもと、共同調査を行ないましたので16が報告いたします。

行政書士のT氏も立会っております。

申請人IMさんは、伊佐市大口下殿に居住され年齢は91歳で、自治会は駅前であります。

申請地の所在地は、大口下殿字竹下で、地目は畑、地積は362㎡あります。

農地区分は第2種農地その他の農地となっております。

転用目的は、一般主宅となっておりますが、20数年前夫が自宅を建設したが、そのさい申請を行なわなかったため今回農地法第4条の規定による許可申請を行なうため始末書が添付されております。

申請地の北、東、南は宅地で、西が畑であります。

添付書類として、全部事項証明書、委任状、始末書、誓約書等が、等が添付されておきます。

調査の結果この申請については、2名の意見においてはやむおえないものと判断しましたが、委員皆様方の審議方をよろしく願いまして、報告を終わります。

議 長 16番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。  
16番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。  
よって整理番号1番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請件数1件については、意見の決定並びに許可及び諮問1件が決定しました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。

20番委員。

20番委員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号1番につきまして、去る7月16日に請け人のIKさん代理の行政書士TRさん立ち会いのもと6番委員、9番委員、私20番で、調査いたしましたので20番が報告いたします。

請け人は、伊佐市大口元町に居住されている、IKさん65歳で、自治会は東元町自治会であります。

渡人は、伊佐市大口里に居住されている、AHさん76歳で、自治会は西戸切であります。

本申請は、所有権移転の売買で取得するものであります。

転用目的は、請け人の実家が牛尾で実家の庭が狭くこの土地が実家の自宅前で、庭、倉庫、駐車場として利用したということであります。

申請地の所在地は、大口牛尾字豆漬、地目は畑で、面積は568㎡で細長い土地であります。

所在地は、牛尾郵便局から、大口電子方向へ300m位いった左側であります。

南側道路、東側道路、北側本人の宅地、西側竹山であり周囲にあたる影響はないと思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、固定資産証明書、配置図、残高証明書、被害防除計画書、委任状が提出されております。

調査の結果3人で協議した結果適切であると判断いたしました。

20番委員	委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。
議 長	20番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。 報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。 よって整理番号1番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
議 長	整理番号2番について、担当委員の報告を求めます。 2番委員。
2番委員	議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番につきまして、2番が調査の結果を報告いたします。 去る7月16日、18番委員と21番委員と私2番委員で、共同調査をいたしました。 立会い人として、申請人であるT I氏、行政書士のT R氏が出席しております。 請け人は、伊佐市大口鳥巢にお住まいのT Iさん72歳で、自治会は松木原であります。 譲渡人は、伊佐市大口田代にお住まいのS Sさん69歳で、自治会は崎山であります。 本申請は、所有権移転の売買となっており転用目的は、庭園として利用となっております。 申請地の所在地は、大口鳥巢字松木原で、地目は田、地積は171㎡であります。 農地区分は第2種農地その他の農地となっております。 申請地の所在地は、伊佐市文化会館から西へ1キロ位に位置しており東側は宅地入口をはさんで田、西側は公衆用道路、南側は公衆用道路、北側は請け人の宅地であり周囲にあたる影響はないと思ひます。

- 2 番 委 員 現況は水が一切無い田んぼですが、農地が斜めになっており請け人の宅地に隣接しているため総会資料にあるとおりどう見ても宅地の一部しか見えない状況であります。
- 請け人自宅には見物人が多く訪れるため今までの管理は請け人がしてきたと言うことです。
- なお今回の申請で、芝桜などを植えてよりいそう皆さんを喜ばせたいと言うことであります。
- 添付書類として、土地の全部事項証明書、字図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、委任状等が提出されております。
- 調査の結果、この申請については、3人の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 2番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。  
よって整理番号2番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議 長 整理番号3番について、担当委員の報告を求めます。  
5番委員。
- 5 番 委 員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号3番につきまして、去る7月16日に、11番委員、事務局のKさん私の3人と行政書士Kさんの奥さん立会いのもと、共同調査をいたしましたので、5番報告をいたします。
- 請け人は、TKさん、伊佐市大口下殿に居住され年齢は80歳で、自治会は駅前であります。

- 5 番 委 員 渡し人、KDさんは、伊佐市大口堂崎に居住され年齢は76歳で、自治会は駅前です。
- 申請地は、大口堂崎字池ノ頭、地目は田、地積は196㎡で、現況は畑で道路より1m高いところにあり、現在TKさんが耕作しております。
- 本申請は、贈与による所有権移転で、転用目的は畑への進入道路と、農耕車両等の駐車場となっております。
- 申請地の位置は、羽月駅前にあります、福祉施設よりあい処いろりの近くにあり、北と西側が畑、南と東側が道路で、周囲にあたえる影響はないと思われます。
- 農地区分は、2種農地その他の農地となっております。
- 隣接地につきましては、被害防除計画書に記載してある処置をとるため支障はないと思われます。
- 資金調達につきましては、自己資金で問題はないものと思われます。
- 添付書類としまして、全部事項証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、事業計画書、委任状、位置図等が、添付されております。
- 委員皆様方のご審議方をお願いしまして、私の報告を終わります。
- 議 長 5番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということですので、お諮りいたします。  
報告のとおり、意見並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。  
よって整理番号3番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議 長 整理番号4番について、担当委員の報告を求めます。  
6番委員。
- 6 番 委 員 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号4番につきまして、去る7

- 6 番 委 員 月 1 6 日、3 番委員、9 番委員、それに私 6 番委員 3 名で共同調査をいたしましたので、6 番委員が報告をいたします。
- 譲受人は、伊佐市大口上町にお住まいの UK さん自治会は上町で、年齢は 3 2 歳です。
- 譲渡人、伊佐市大口上町にお住まいの TS さん、年齢は 5 7 歳。
- 本申請は、所有権移転の売買で取得するものであります。
- 転用目的は、宅地とし一般住宅 1 棟 1 3 6 , 3 2 m<sup>2</sup>を建設するものであります。
- 申請地の所在地は、伊佐市大口里字羽祢田島、地目田、地積は 3 0 8 m<sup>2</sup>であります。
- 農地区分は第 2 種農地その他の農地となっております。
- 申請地の所在地は、大口ふれあいセンターより山野方向へ 5 0 0 m 位の所に信号機があり大口高校の裏門に通じる道路がありますが、ふれあい道路より 5 0 m の所にあります、南側市道、東側宅地、北側宅地、西側宅地、周囲にあたえる影響はないと思われます。
- 添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、資金証明書、土地改良意見書等が提出されております。
- 以上のような、調査の結果、この申請については、3 人の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終ります。
- 議 長 6 番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。  
報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議 長 全員挙手。  
よって整理番号 4 番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
- 議 長 整理番号 5 番について、担当委員の報告を求めます。  
1 6 番委員。

1 6 番 委 員

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号5番について、去る7月16日に、11番委員、行政書士のTさん、それに事務局よりKさんで、共同調査をいたしましたので、16番が報告をいたします。

譲受人は、ITさんは、伊佐市大口里に居住され降ります。

譲渡人、IMさんは伊佐市大口下殿に居住され、自治会は駅前であります。

この申請は、所有権移転で贈与です、転用目的は一般住宅を建設するものです。

申請地の所在地は、伊佐市大口下殿字竹下で、地目は田、地積は477㎡で、農地区分は第2種農地でその他の農地となっております。

申請地は、駅前簡易郵便局から西へ150mに位置し、南と西側は畑、東と北側は宅地となっております。

生活雑排水については、合併浄化層を設置し用水路に流しますとのことで、周囲にあたる影響はないと思われま

す。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、平面図、被害防除計画書、被害防除に関する制約書、住宅ローン審査結果通知書、委任状等が提出されております。

2人の調査委員の意見において、適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議 長

16番委員の報告が終わりました。  
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。  
(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長

なしということでございますので、お諮りいたします。  
報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員挙手。  
よって整理番号5番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長

整理番号6番、7番については、譲渡人、譲受人共に同一人ですので、一括して担当委員の報告を求めます。

議	長	15番委員。
15番委員		<p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち、整理番号6番、7番につきましては今あるました通り関連がありますので一括して調査報告をいたします。</p> <p>去る15日に、14番、19番そして私15番、立会人として譲渡人のHHさん、さらに近所の友達だということでNさんという方も来られまして、共同調査をいたしました。</p> <p>譲受人は、菱刈南浦にお住まいのHHさん会社員34歳。</p> <p>譲渡人は、伊佐市大口金波田にお住まいのHHさん、自治会は金波田上で、63歳あります。</p> <p>HさんとHさんは親子の関係でございます</p> <p>所在地地番ですが、整理番号6番、7番隣接している所でありまして、大口下殿字吹田で、目的は一般住宅ならびにその住宅に通ずる通路を作りたいということでの申請でありまして、地目は畑、法律関係転用目的は、所有権移転で贈与でございます。</p> <p>農地区分は第2種農地でその他の農地となっております。</p> <p>場所でございますが、大口から羽月に向かう旧道沿いJR旧羽月駅跡より旧道を大口方面に500m位行った左側の道路沿いにございまして、転用目的は先ほどもうしました通り一般住宅を建設するもので101,08㎡約30坪の住宅を建設する計画であります。</p> <p>周囲の状況であります、東側は道路、西側は畑、南、北側は住宅でございして、許可するにあたりましては、3人で協議の結果とくべつ問題がないのではと判断いたしました。</p> <p>添付書類として、汚廃水処理確約書、被害防除に関する制約書、事業計画書、融資証明の写し、位置図、字図、全部事項証明書等が、添付されております。</p> <p>以上、調査の結果を報告いたします。</p> <p>委員の皆様方のご審議方よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>15番委員の報告が終わりました。</p> <p>委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議	長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>報告のとおり、意見決定並びに許可及び諮問決定することに賛成の</p>

議	長	委員の挙手を求めます。  (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号6番、7番は、意見並びに許可及び諮問が決定しました。
議	長	議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、申請7件のうち許可及び諮問7件が決定しました。  ————— 議案第6号 —————
議	長	議案第6号 非農地証明願について、提案します。 整理番号1番について、担当委員の報告を求めます。 9番委員。
9番委員		議案第6号 非農地証明願のうち整理番号1番について、去る7月16日、事務局、2番委員さん、6番委員さん、私9番委員の4名で共同調査を行いましたので、9番委員が報告いたします。 申請人は、大阪府岸和田市池尻町にお住まいの、UTさんです。 申請地は、大口大田字後迫、地目は畑、面積は850㎡です。 申請地の位置としましては、大口大田のナフコより北へ木崎方向に約1キロ車で3、4分位の所に位置しております。 周囲の状況は、周りは全て山林となっており、非農地となった時期及び理由としまして、昭和44年にお兄さんが死亡され、その後畑を耕すことなく今に至っているとの事です。 全体が山林となっており、農地性は喪失していて農地の復旧は困難であると、4人で調査判断いたしました。 添付書類として、全部事項証明書、位置図等が添付されております。 委員皆様方のご審議方をお願いしまして、私の報告を終わります。
議	長	9番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)

議	長	<p>なしということでございますので、お諮りします。</p> <p>整理番号1番について、9番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手、</p> <p>よって整理番号1番は、非農地証明が決定しました。</p>
議	長	<p>議案第6号 非農地証明願は、1件申請のうち証明許可1件が決定しました。</p>
議	長	<p>その他 事務局お願いします。</p>
事 務 局		<p>月例報告です。最後のページになります。</p> <p>7月分の月例報告です16日を中心に現地調査をやって頂きました。</p> <p>本日19日が第4回目の農業委員会の総会でございます。</p> <p>26日が7月の県の定例常任会議員会議でございます。</p> <p>8月の行事予定ですが、15日までお盆ということですが、16日に現地調査をお願いします。</p> <p>20日が第5回目の農業委員会の総会になります。</p> <p>26日月曜日が8月の定例常任会議員会議になります。</p> <p>以上です</p>
議	長	<p>この暑い日が毎日続いておりますけど、利用状況調査等に一生懸命回ってもらっておりますが、日射病にならないようによろしくお願ひします。</p> <p>利用状況調査については、事務局で地図を見やすいのを準備去れているようですので、判らない所は事務局に聞いて相談してください。</p> <p>皆さん一生懸命やってみましょう。毎日暑いから大変だと思ひますが、よろしくお願ひします。</p>
事 務 局 長		<p>これで、平成25年度第4回農業委員会総会を終ります。</p> <p>姿勢を正してください。 一同礼。</p>

終了時間 午前10時17分

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

---

伊佐市農業委員

3 番 委 員

---

伊佐市農業委員

4 番 委 員

---